本人確認手段としての eKYC と今後の発展

日本電気株式会社　シニアエキスパート
デジタルアイデンティティ WG　リーダー
宮川　晃一

1. はじめに

本格的なオンライン決済・キャッシュレス時代を迎え、オンラインによる非対面での本人確認手段である、eKYC（electoronic Know Your Customer)が普及され始めている。

このeKYC 利用のポイントや課題、今後の金融業界以外への発展応用について解説する。

2. eKYCが必要な背景

2.1 KYCとは

麻薬組織やテロリストといった犯罪組織への資金供給を断つために、国際的なマネーロンダリング（資金洗浄）対策を実施するという動きに沿って、顧客が本人と一致しているかどうか、取引目的等について金融機関などが確認しなければならないということ等を定めた法律である「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯収法」）によって、FinTechの推進に伴って銀行や証券の口座開設のスピードや手続きの煩雑さや、本人確認コストの増加が社会課題として言われるようになってきた。（図1 参照）

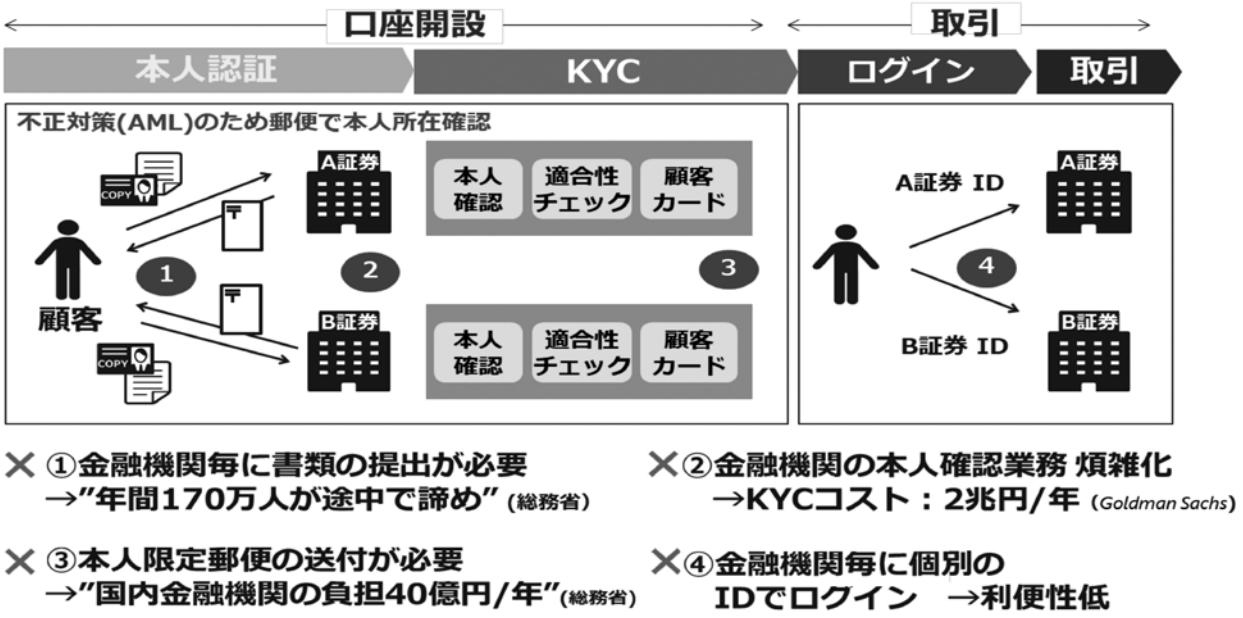

図1　証券口座開設時のKYCに関する社会課題

このような、顧客の受け入れに対して明確な方針と手続きを持ち、それらの方針と手続きに沿って新規に顧客が口座開設を行う際はその顧客がどんな人物なのか、十分な身元確認を行う業務を一般的にKYC（Know Your Customer）と呼ぶ。

日本では麻薬密売に関与する犯罪組織への対抗策として、国際的に設けられた政府間会合を源流とする金融活動作業部会（FATF）が出している勧告に沿う形で、多くの国で同様の法制が整備されている。個人取引だけでなく法人取引にも適用され、銀行・保険・証券などの金融機関、クレジットカード事業者、宝石・貴金属業、宅建業、郵便物受取サービス業者、そして弁護士、税理士、公認会計士、行政書士、司法書士なども対象となっている。本人確認記録や取引記録等を7年間保存し、疑わしい取引については監督官庁に届け出ること等の義務付がある。

2.2 eKYC の必要性

インターネットを介した通信販売をはじめとする非対面取引では、本人確認書類やその写しの送付を受け、そこに記載された住所に宛てて取引関係文書を書留郵便等の方法によって転送不要郵便等の形で送付し、その受領をもって本人確認を完了するということが認められている。非対面取引の本人確認の方法には、他にもいくつかあるが、この方法が、オンラインで銀行や証券会社の口座開設を行う際の本人確認の方法として、よく用いられている現状がある。

このような状況下でオンラインによる非対面本人確認に関する「犯収法」施行規則の改正が2018年11月30日に行われた。これにより、口座開設の迅速化や本人確認業務の効率化に向けた動きが活発化されることとなった。（図2 参照）

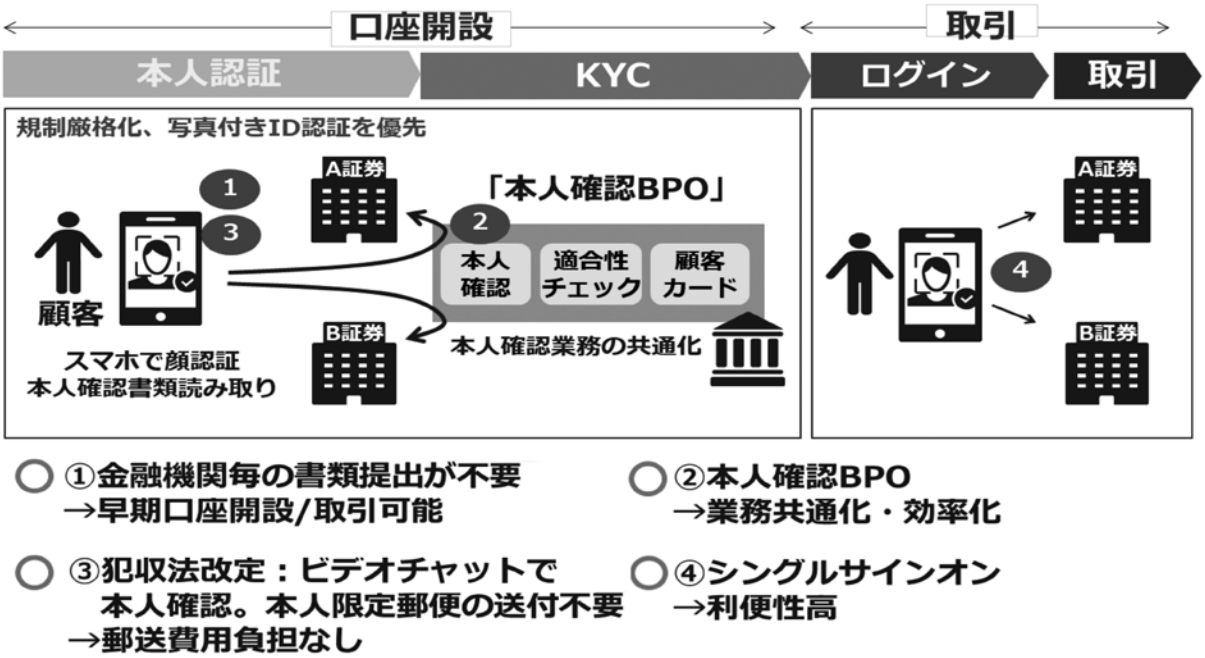

図2　証券業における犯収法改定の期待効果

2.3 犯罪収益移転防止法改正のポイント

2018年11月30日に行われた改正では、図3 のような本人確認方法が可能になった。

大きく大別すると、顧客が顔写真付き本人確認書類のデータと本人の顔写真データを事業者に送り、本人確認する方法（図3の1と2参照）と銀行等他の事業者による取引時確認を利用する方法である（図3の2と3参照）

図3 オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加（金融庁提供）
https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf

それぞれの方法について、簡単に解説する。

1つ目の顧客が顔写真付き本人確認書類のデータと本人の顔写真データを事業者に送り、本人確認する方法では本人確認書類のデータは、免許証などの顔写真付き本人確認書類の画像データ（図3の1参照）か、カードに内蔵されているICチップデータ（図3の2参照）のいずれかが必要になる。どちらの場合でも、住所、氏名、生年月日、顔写真が含まれていなければならない。また、本人確認書類の画像データは真贋性判定（本物かどうか）のため書類の厚みなどが確認できる必要がある。顔写真データに関しては、事業者が提供するスマートフォンアプリなどを使って撮影したデータを送信する。この方式はスマートフォン等のカメラ機能を利用するという点で一番オーソドックスといえるが真贋判定のために本人確認書類の厚みや本人写真の顔振り（ライブネス）等も追加で撮影する必要があることに利用者がどれだけ抵抗なくできるか、アプリ上での本人一致率の精度がどこまであるのかが鍵となる。 また、ICチップ方式についてはマイナンバーカード及び運転免許証のICチップのPIN番号を正確に記憶している利用者が

どれほどいるのかと言った課題があるのも事実である。

２つ目の銀行等他の事業者による取引時確認を利用する方法であるが、この方法でも、1つ目と同様に本人確認書類の画像データか、カードに内蔵されているICチップデータのいずれかを事業者へ送る。その上で、顧客名義の銀行口座開設やクレジットカード発行時の本人確認記録を他の事業者を通して確認することで本人確認を行う（図3の３参照）。あるいは、他の事業者の顧客名義の既存銀行口座に事業者が金銭の振り込みを行い、顧客がその振り込み額等が記載された通帳データの写しを事業者に送付することで本人確認を行う。（図3の４参照）。この方法は、過去の信用実績が活用される点で銀行やクレジット業者の「その他特定事業者」としては取り組やすい方法である。また、事業者が利用者の銀行口座に少額を振り込み、その利用者がその金額などを確認する方法については、銀行API等により一連の確認作業がシームレスに連動してないと使い勝手が悪くなり、利用者の途中離脱や事務コストの増加になってしまう。

いずれにしても、本人確認郵便が必要なくなることで顧客の利便性が上がり、事業者のコスト削減も期待できることから今後も他業種も含めて今後普及すると考えられる。

2.4 国民の意識調査

今回、犯収法改正前に証券口座保有者と非保有者への独自アンケート（約２千人の母集団からスクリーニングを行い該当者に対して実施）を実施したところ、証券口座開設手続きにeKYCの導入を望む顧客の声は多く、eKYC導入が「複数口座開設の促進」と「新規口座開設の促進」に繋がる可能性は高いことが判明した。

現証券口座保有者アンケートの結果として口座保有者の約52%がeKYCは魅力的と回答。「eKYCがあれば新たに新しい証券会社で口座開設をしたい」という回答者も約35%存在した。現証券口座非保有者（開設意向有り）アンケートの結果口座非保有者（開設意向有り）の約57%がeKYCを魅力的と回答「eKYCがあれば証券会社で口座開設したい」という回答も約48%存在している。このことからeKYCは一定の経済効果があることが確認できた。

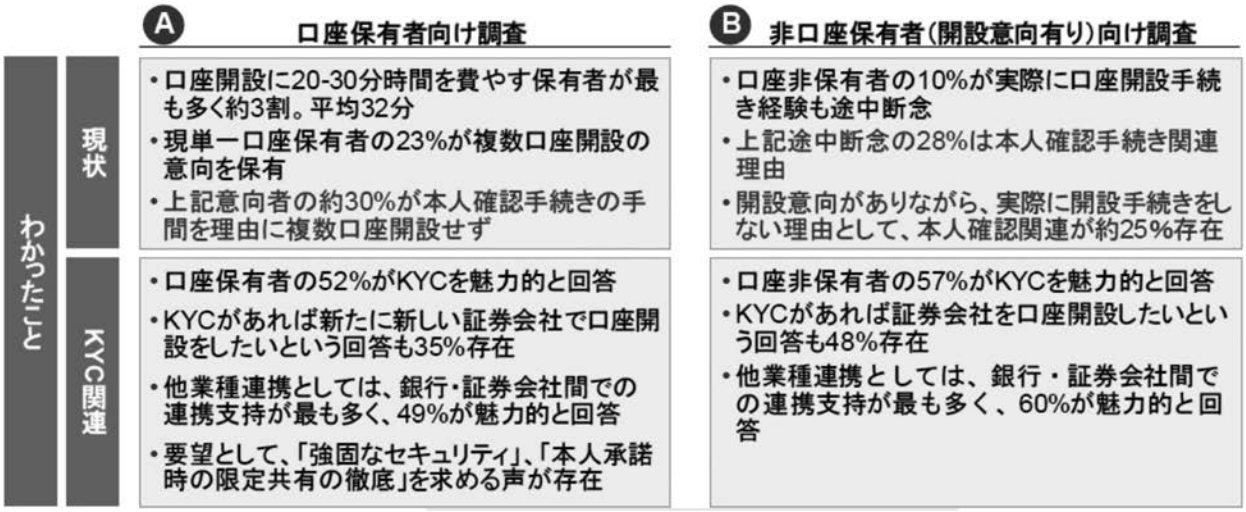

図４ eKYC導入のおける国民の意識調査結果（NEC独自調べ）

3．諸外国の状況

近年オンラインで完結する先進的なeKYCを可能にする法整備が各国で進んでいる。
ドイツは、2014年に一定基準を満たせばビデオ認証を対面認証と見做せる旨規定した通達を出した。スイスは、2016年にビデオ認証とオンライン認証が許容される具体的手続きを通達で提示している。シンガポールは、2018年1月に公表した通達にて、MyInfo(シンガポール政府が管理するオンライン個人情報）を信頼できる独立した本人認証機関とする方針を示すと共に追加措置としてビデオ認証や生体認証を例示。フランスは、2018年10月に非対面認証における追加措置の手法を拡大している状況である。
非対面認証の手法は、事業者に判断を委ねる「アメリカ/イギリス型」、手法を明文化する「欧州型」、公的な個人情報DBを活用する「インド型」に分類でき、海外進出する際は異なるアプローチが必要になる。アメリカ、イギリス、シンガポールは、非対面認証における法律上の方法の指定がなく、事業者の判断で様々な手法を取り入れることが可能である。

EU各国は書面認証を基本としていることに加え、非対面認証時の追加措置の手法も明文化されているケースが多く、限定された手法に従う必要がある。インドは公的個人情報データベース（アドハー）を活用した非対面認証が進んでいる。このような政府主導でのデータ活用が進む国では政府との連携が必要不可欠になってきている。

ドイツ、スイス等で許容されているビデオ認証は、訓練された従業員が確認作業を行うことが要件となっている。地理的制約からは解放されるが、人員による作業は引き続き残ると思われる。（図5参照）

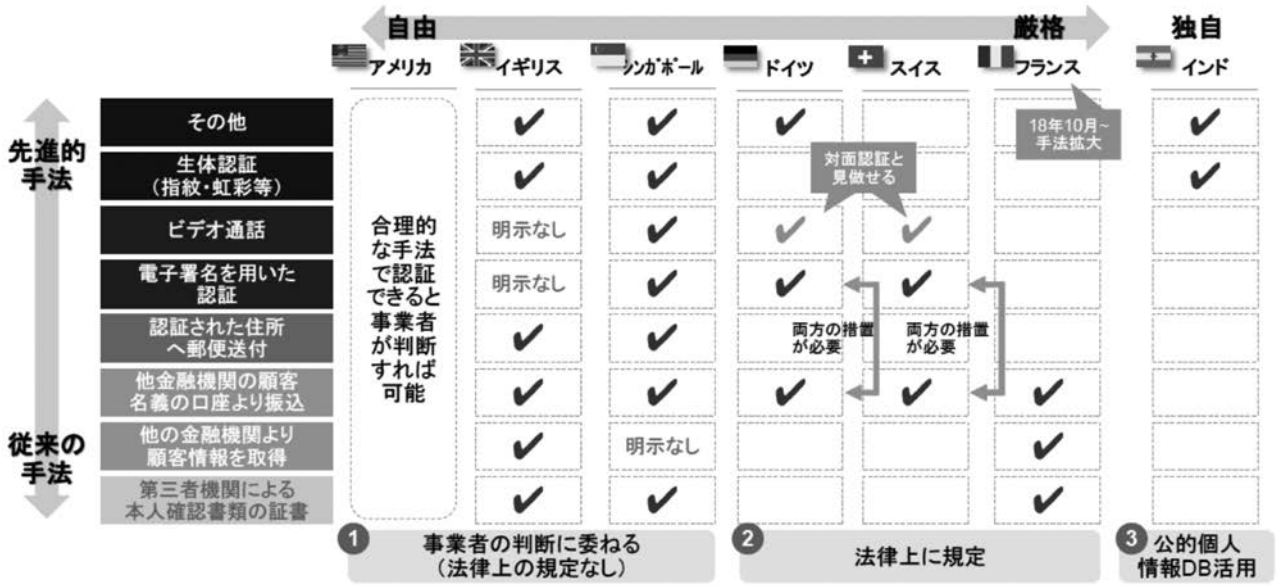

図5 非対面認証時の諸外国の規定の違い（NEC独自調べ）

4．今後の課題と展望

4.1 KYC情報の共有化の課題

KYCを行う際のリスク低減措置のうち、特に個々の顧客に着目し、事業者自らが特定･評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や取引の内容等を調査し、リスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、「顧客管理」（カスタマー・デュー・ディリジェンス（以下、CDDと呼ぶ））と呼んでいる。

一般的にCCD情報は事業者毎に管理されているが、eKYC を効率的に行うことを考えた時に、しばしば同業者とCCD情報を共有化してリスク管理を行うことを検討するが、CCD情報自体が個人情報に該当し、管理する情報によっては要配慮情報に該当することがあり、本人同意のプロセスや第三者提供の方法や範囲等、個人情報保護法の解釈に照らしても容易に実現が難しい。また、ひとたび誤ったCCD情報が生成され共有化や利用がされた場合、情報によっては該当顧客へ多大な不利益がかかることが想定される。

技術的にはブロックチェーン等の活用によって共有化は可能と考えられているが、GDPR（EU一般データ保護規則）の「消去権：忘れられる権利」をどのように実現するかなど課題もある。この辺りは、SSI（Self-Sovereign Identity）/DID（Decentralized Identity）と言った自己主権型IDによる利用者個人が自ら管理する仕組みを検討する必要がある。（図6参照）

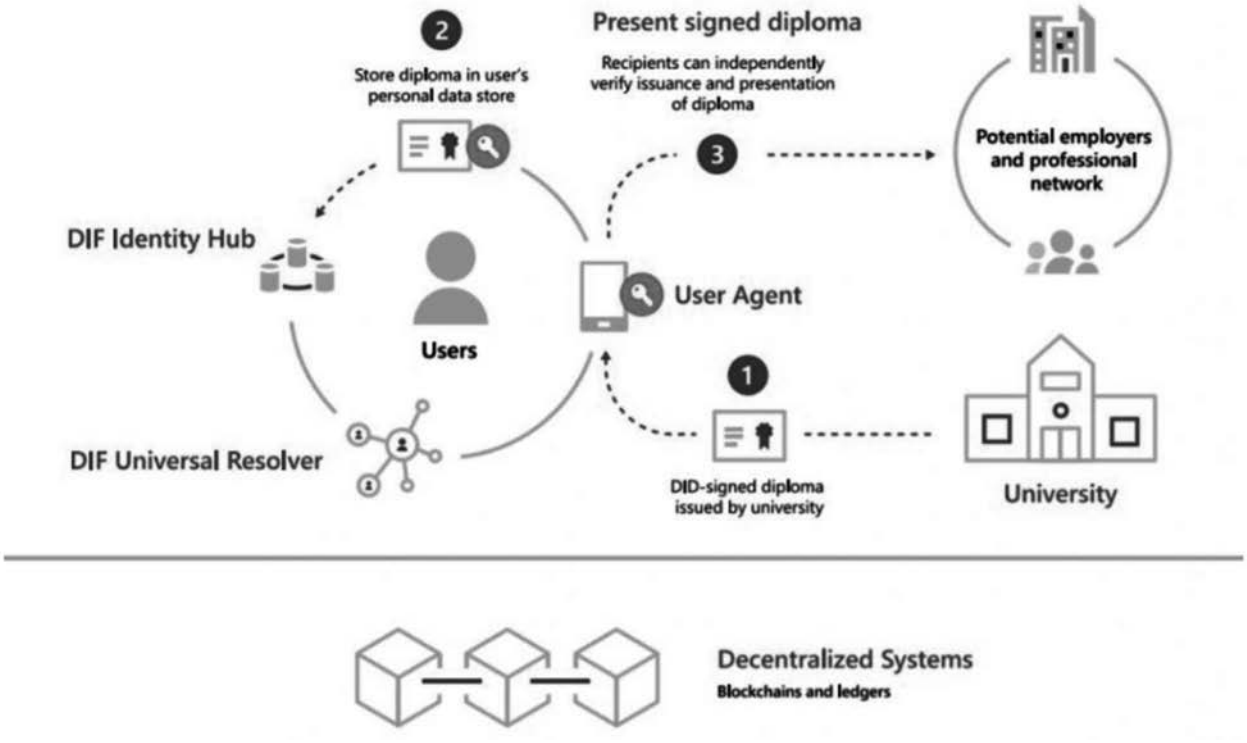

図6　SSI/DID の仕組み（大学の学位証明の例）
引用：Decentralized Identity (Microsoft)
https://query.prod.cms.rt.microsoft.com/cms/api/am/binary/RE2DjfY

4.2 他業種への広がり

本人確認は金融関係のみならず、様々な業種・業態で行われている。

よって、今後は金融以外へのeKYCの適用が広がりを見せると思われるが、該当業種における、関連する法律やレギュレーションを変更しないと適用できない場合が多いため、関連する省庁や業界団体を通じたロビー活動等が必要になってくる。

以下に今後eKYCの導入が期待される業界やサービスについて列挙する。

(1) 保険業、クレジットカード業、仮想通貨取引業

基本的には、犯収法による本院確認手続きが必須とされるため、オンラインによる本人確認については、銀行・証券と同様の本人確認手続きが要求される。

(2) 通信キャリア

現在、「携帯電話不正利用防止法および同法施行規則」により、携帯電話等を販売するに際しては、販売店や代理店等で運転免許証の提示を受ける等の方法による契約者の本人確認及びその記録の保存が義務付けられている。

eKYCが法的に認められれば、オンラインでの購入が容易に可能になり、今後eSIM等の電子的なSIMの普及が更に進むものと思われる。

(3) 中古品買取業、レンタル業

書籍やCD、DVD、ゲームソフト等の商品買取やレンタルを行う業者は、古物商許可が必要であるが、これは「古物営業法および同法施行規則」によって本人確認が義務づけられている。2018年の法改正により『非対面取引における本人確認方法の追加』が交付され、５パターンの本人確認方法が追加された。これにより、現在eKYCでの本人確認が可能な状況となっている。

(4) 労働者派遣業

事業主が外国人を雇用する際には、「職業安定法」ならびに「労働者派遣法」により在留カードやパスポート等から本人確認ならびに在留資格を確認し、ハローワークへ届け出を行う必要がある。現状では主に物理的な方法により確認を行っているが、今後は事務効率の向上のために、eKYCを用いた確認方法が増加すると考えられる。

(5) その他

チケット販売業、カーシェアリング業、ホテル・旅館業、民泊業などの本人確認についてもeKYCの適用が期待できる。

5. まとめ

犯収益法の改正により金融業や資金決済業等から広がりをみせた、eKYC であるが、今後はオンラインサービス上で本人確認が必須なサービスで利用が拡大されていくと思われる。また、今後普及拡大が見込まれる「マイナンバーカード」では、民間事業者の活用が予定されており、eKYC の拡大が更に見込まれると思われる。しかしながら、eKYCには個人情報保護の観点やプライバシー保護に関して、適切な情報管理や目的外利用リスクなどの課題も残ることから、eKYC事業者の運用にあたっては十分な配慮が必要となる。